

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼業務継続体制について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－７		
1	Ⅱ－２－７－１意義「従って、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。」について、当該部分の対象は全銀システムのみであり、統合ATMスイッチングサービスは含まれない認識で良いか。	ご指摘の「当該部分の対象」が何を指しているのか必ずしも明らかではありませんが、全銀システムに参加する資金移動業者については、適切な業務継続体制の構築等が必要と考えます。
2	Ⅱ－２－７－２平時における対応(2)主な着眼点⑤ニ「当日中に」の定義についてご教示いただきたい。また、23時59分に災害等により金融決済機能にかかる業務が停止した場合、当日中の対応は困難であるため、当日中を例えば「24時間以内」といった記載にあらためていただきたい。	Ⅱ－２－７－２平時における対応(2)主な着眼点については、業務継続計画において、全銀システムを通じた大口・大量の決済の処理等、特に重要な金融決済機能に係る業務について、当日中に再開する計画とされているかを主な着眼点として示しておりますが、字義通りの対応がなされていない場合であっても、合理的な範囲で目標時間が具体的に計画されていれば、不適切とするものではありませんので、原案のとおりとします。
▼システムリスク管理について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－３		
3	Ⅲ－１－３－１主な着眼点(2)セキュリティ対策①～③について、「高額送金時等」においてのみ対応を求められる理解で良いか。	Ⅲ－１－３－１主な着眼点(2)セキュリティ対策については、個別の送金額に限らず、為替取引の上限額等のリスクに見合った、より強固な対策を実施する必要があると考えます。
4	第二種資金移動業者が全銀システムに参加する場合、第一種の監督観点適用されるものと理解したが、Ⅲ－１－３－１主な着眼点(2)「また、」以降は「高額送金時等」に該当する場合のみ適用されるとの理解で良いか。また、当該「高額送金時等」の閾値についてご教示いただきたい。	なお、各資金移動業者のシステムリスクについては、基本的には、個別の資金移動業者ごとに判断するものと考えており、閾値を一概にお示しする事は差し控えます。